

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 発電用原子炉施設保安規定の審査状況について

令和2年5月28日
原子力規制庁

1. 経緯

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所の新規規制基準適合性に係る許可の際に、東京電力が事故を起こした当事者であることを踏まえ、技術的能力の審査¹の一環として原子炉設置者としての適格性についても審査した。この審査の過程において、原子力規制委員会は、東京電力が示した回答文書²、委員会での議論³等において確約した取組（以下「7つの約束等」という。）については、将来にわたる履行の確保の観点から、保安規定に定めることを求め、その審査及び検査を通じて履行を確保することとした。【別紙1】

2. 申請内容

東京電力が、上記議論を踏まえたものとして提出した保安規定変更認可申請（令和2年3月30日付けの補正後のもの）【別紙2】の内容のポイントは、次のとおり。

- 回答文書の内容を要約し、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」と呼ぶ。）として保安規定第2条（基本方針）に規定している。
- 基本姿勢に則り品質マネジメントシステム計画に基づく活動を行っていくために基本姿勢を保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に関連づけている。

なお、同基本姿勢は福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請及び福島第二原子力発電所の保安規定変更申請にも記載されている。

3. 審査会合で東京電力が表明した主な内容

第857回審査会合（令和2年4月21日）において、東京電力は、申請内容の考え方について、以下のとおり表明した。【別紙3～5】

¹ 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号及び第3号の審査

² 「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答（2017年8月25日東京電力ホールディングス株式会社）【別紙1添付1別添2】

³ 平成29年度第33回原子力規制委員会（平成29年8月30日）

- 7つの約束等が守られていない場合には保安規定違反となるような記載
ぶりが必要と認識している
- 7つの約束等の活動は、将来的に変化し得るものであることから、個別具
体的な条文に落とし込むのは難しいと判断し、基本姿勢を定め、その実際
の活動への展開は品質保証活動として実施し続けるという形とした
- 東電東通の保安規定変更申請にも同じ基本姿勢を記載予定。

4. 審査を進めるにあたりあらかじめ確認しておきたい事項

今後以下の方針で審査を進めたいと考えているが、それでよいか、あらかじ
め確認頂きたい。

- ① 許可処分を行った際の原子力規制委員会における議論を踏まえれば、7つ
の約束等を遵守する旨を保安規定上に明記すること等により、7つの約束
等が守られなければ保安規定違反となる記載とすることが最も重要と認
識している。2. の申請内容では、7つの約束等を遵守する旨を明記した
ものといえるかどうか明確でないため、再検討を求めることとしたい。
- ② 7つの約束等が確実に履行されるよう東京電力自らPDCAを回して業
務を継続的に改善することは望ましいと考えている。その上で、東京電力
は、このような継続的改善を実現するために2. のような申請内容とした
（その際、7つの約束等を「原子力事業者としての基本姿勢」という一般的
な言葉に置き換えた）と説明しているところ、このような論理構成及び表
現が適当なのかどうかについて、議論が必要と考えている。
- ③ 上記に加え、7つの約束等の遵守を担保するため、少なくとも項目3（安
全性追求を優先）と項目4（不確実・不確定なリスクへの取組）の遵守を
担保する以下の取組について、保安規定本文に個別にかつ具体的に明記す
ることを求めたいと考えている。
 - 経営責任者が的確な判断ができるようリスク情報等が報告され、その
情報等に基づきそのリスクを顕在化させないための措置を実施するこ
とができる体制や業務フロー
- ④ なお、東京電力の他発電所の保安規定等の記載については、柏崎刈羽原子
力発電所の記載が確定した後に検討することが適当と考えている。